

上下水道料金システム（水道標準P F）構築業務委託契約書（案）

高岡市上下水道局（以下「甲」という。）と《受託者》（以下「乙」という。）とは、上下水道料金システム（水道標準P F）構築業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（1） 委託業務の名称 上下水道料金システム（水道標準P F）構築業務

（2） 委託業務の内容

別冊「上下水道料金システム（水道標準P F）構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」、「上下水道料金システム（水道標準P F）構築業務委託企画提案書」及び「上下水道料金システム（水道標準P F）構築業務委託公募型プロポーザル実施関連集」のとおりとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結日（令和7年4月上旬予定）から令和8年9月30日までとする。

（委託料）

第3条 委託料は金_____円（うち消費税及び地方消費税の額金_____円）とする。

2 乙は、第14条に定める検査に合格したときは、甲に委託料を請求することができる。

3 甲は、前項の請求にかかる請求書が正当であると認めたときは、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金_____円とする。

2 乙は、この契約から生じる甲への損害賠償債務の一部を担保するため、次の各号のいずれかの保証を、この契約の締結と同時に、納付又は付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

（1） 高岡市上下水道局契約に関する規程（平成17年企業管理規程第25号）第6条に規定する契約保証金（以下「契約保証金」という。）の納付

（2） 高岡市上下水道局契約に関する規程第7条に規定する契約保証金に代わる担保の提供（以下「契約保証金に代わる担保の提供」という。）

（3） この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

（4） この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

3 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

4 第2項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。

5 第2項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、同規程第8条に基づき契約保証金の納付を免除する。

6 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

7 甲は、第14条による検査が合格であった場合、第2項第1号による契約保証金について、高岡市上下水道局契約に関する規程第11条に基づく契約履行がなされたものとし、還付する。

（委託業務の処理方法等）

第5条 乙は、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

2 委託業務の処理に使用する部品、補給品等は乙の負担とする。

（調査等）

第6条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、本委託業務の処理を自ら行うものとし、その処理の全部又は一部について第三者（委託先が委託元の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に委託（以下「再委託」という。）（二以上の段階にわたる委託を含む。）してはならない。

2 乙は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しないものを選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合、乙は、あらかじめ、次の事項を記載した書面を甲に提出して、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託を必要とする理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 前2項により再委託を行う場合、乙は、甲に対し当該再委託に関するすべての行為及びその結果についての責任を負うとともに、この契約により乙が履行すべき義務と同様の義務を当該再委託先に対して課し、その旨を遵守させなければならない。

5 乙は、当該再委託先に、前項の責任及び義務を契約書等において明記させるとともに、業務の着手前に、その契約書等の写しを甲に提出しなければならない。

6 乙は、再委託を行った場合は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第9条 乙は、データ、委託業務に係る資料及び契約の目的物（以下「成果品」という。）を目的以外に使用し、又は第三者に閲覧させ、若しくは提供してはならない。

2 乙は、甲が文書をもって指示したとき以外は、委託業務に係るデータを甲の他の業務に使用し、又は閲覧させ、若しくは提供してはならない。

3 乙は、委託業務に係るデータ処理、保管及び移転の各段階において滅失損壊又は目的外使用が行われることのないよう、別冊仕様書の「(別紙5) データ管理に関する実施細目」に従い、万全の注意を払うよう努めなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 乙は、事故によるデータの滅失に備えるためのものを除き、甲の指示又は許可なくデータ、委託業務にかかる資料の複写及び複製をしてはならない。

(責務)

第11条 乙及び委託業務の処理に従事する者又は従事していた者は、当該業務の処理により知り得た情報を漏えい又は盗用してはならない。委託期間満了後又はこの契約の解除後も同様とする。

2 乙は、前項に規定する乙の従事者の責務について、万全の措置を講じなければならない。

(報告の相互義務)

第12条 甲及び乙は、必要があるときは、双方に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(事故処理)

第13条 乙は、委託業務の処理にあたり、事故その他の理由により委託業務の正常な履行に支障が生じたとき又は生じるおそれのあると認めるときは、直ちにその旨を報告するものとし、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(完了届の提出及び検査)

第14条 乙は、委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了届を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了届の提出を受けたときは、その日から10日以内に委託業務の実施状況について、検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、不適格又は不良と認められ、補正を命じられたときは、

甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。また、成果品の内、物品に関しては、甲の指示に従い修理し、又は交換して納入するものとする。この場合において、乙は、改めて甲の検査（検収）を受けるものとする。

- 4 乙は、成果品の内、納入物品に関しては、引渡し後1年間はその品質を保証するものとする。
（成果品の引渡し）

第15条 乙は、前条の定める検査に合格したときは、遅滞なく業務成果引渡書と合わせて成果品を甲に提出しなければならない。

（履行期限の延長）

第16条 乙は、その責めに帰することができない理由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

（履行期限の延長に伴う損害金）

第17条 乙の責めに帰する理由により、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると甲が認めたときは、乙は、甲に対して損害金を支払い、履行期限の延長を求めることができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、委託料の額について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を損害金として、請求することができる。

（契約の解除）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにも関わらず、乙がその違反を是正しないとき。
 - (2) 委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき。
 - (3) 委託業務を継続する意思がないと甲が認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等が相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（談合等の不正行為に係る契約の解除）

第19条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 乙（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

（損害賠償及び違約金）

第20条 前2条の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生ずることがあつても、甲は、その損害を賠償しないものとする。

2 前2条の規定により契約が解除された場合においては、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、頭書の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る賠償の予定）

第21条 乙は、この契約に関して、第19条各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、この契約による委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 第19条第1号又は第2号に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合

(2) 第19条第3号に規定する刑法第198条の規定による刑が確定した場合

(3) その他甲に金銭的損害が生じない場合で、甲が特に認めるとき。

2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害のために生じた経費の負担）

第22条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の損害が天災地変その他不可抗力による場合は、その負担につき甲乙協議して定めるものとする。

（契約の内容の変更）

第23条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させ、若しくはこれを打ち切ることができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

（契約不適合責任）

第24条 甲は、契約締結後、引き渡された成果品が契約の内容に適合しないものであることを発見した場合において、適合しない内容がわずかであるため使用上支障がないと認められるときは、第3条に定める委託料について相当額の減額又は損害賠償の請求をすることができる。

（個人情報の保護）

第25条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあつては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等及び別冊仕様書の「（別紙4）個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（費用の負担）

第26条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）

第27条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

（協議）

第28条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 富山県高岡市広小路7番50号
高岡市上下水道事業管理者
黒木 克昌

乙

契 約 品 の 内 容

単位：円

品 名 ・ 規 格 等	数 量	単位	単 価	金 額
水道標準 PF 構築費				
ハードウェア導入費				
ソフトウェア導入費				
その他必要経費				
小計				
上記に係る消費税及び地方消費税の額				
合計				